

市街化調整区域における開発許可基準の一部規制緩和地区の見直し

トピック
3

市街化調整区域内の既存集落におけるコミュニティ及び活力維持を目的として、開発許可基準の一部規制緩和地区を指定しています。この地区では、市街化調整区域の土地であっても、誰もが住宅を建築できるようになります。

これまで10地区を一部規制緩和地区に指定してきましたが、令和5年4月より新たに9地区を追加し、計19地区とする見直しを行いました。

制度の概要

市街化調整区域では、都市計画法により住宅を建築できる方の要件が定められています。市が法令の規定に基づき条例で区域を指定することで、この要件を緩和することができます。

指定区域内では誰もが住宅を建築することができ

るほか、分譲住宅の開発や、貸家や兼用住宅（住宅以外の部分の延床面積は50㎡未満に限る）の建築ができます。

指定区域の位置や、建築できる建築物の詳細については、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0036/info-0000001121-0.html>



留意事項

農地法や各種規制により、開発及び建築物の建築ができない場合があります。

各種規制については各所管へご確認ください。

問い合わせ先

都市計画課 ☎(32)8909



農業研修者を受け入れる認定農業者を支援します

市の農業の次代を担う農業研修者を受け入れ指導する認定農業者を支援し、農業研修を希望する方と受入農家とのマッチングを行います。

■受入農家の要件 認定農業者

■農業研修者の要件

- ①農業で自立を目指す方
- ②市内に居住している方
- ③営農農地が市内にある方（予定を含む）
- ④農業経営を開始していない方
- ⑤年齢が満18歳～65歳の方

■補助対象研修期間

3か月～2年

■補助額 受入した研修者1名につき、3万円/月（上限3名）

■申込期間 随時

■申し込み・問い合わせ先

農政課 ☎(32)8906

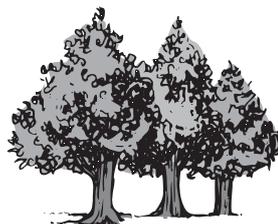
危険木伐採費用等の補助

トピック
4

市内の道路や公共施設、家屋への倒木のおそれのある危険木を伐採する費用の一部を補助します。

■対象となる危険木

- ①森林法第2条第1項に規定する森林内にあること（宅地内は除外）
- ②胸高直径が20cm以上、かつ樹高5m以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建造物または公道に被害を与えるおそれのある樹木



■対象者

森林所有者または森林の所有者から伐採の承諾を得た方

■補助対象経費

- ①危険木の伐採、撤去及び処分にあつた経費（剪定・枝払いのみは対象外）
- ②危険木を有価物として処分する場合は、売却金額を控除した金額

■補助額 補助対象経費の1/2以内（上限20万円）

■申込期限

予算がなくなり次第終了
※詳しい要件や申込様式は、市ホームページをご確認ください。

■申し込み・問い合わせ先

農政課 ☎(32)8906

結婚相談所 BERRY

IBJ 正規加盟店

下野市に結婚相談所がオープン

- ♥ 1年以内のご成婚を目指します
- ♥ 地方の婚活を応援する結婚相談所
- ♥ 無料相談受付ます 婚活を始めようか迷われている方 出会いが少なくお悩みの方

ホームページ 公式LINE

栃木県下野市石橋779
080 (5847) 2555 担当：大根田

わたしが暮らす栃木県，“わたしのホーム相談室”…

… “とちぎステップ家族相談室”があるよ。

『こころ』と『対人関係・人間関係』そして『ご家族のこと』
などで、揺れ悩み・戸惑い立ちすくむ方々のための
“カウンセリングと伴走型ソーシャルサポート”
を専門とした相談室です。

一般社団法人 福祉コラボちむくる
とちぎステップ家族相談室
〒322-0021 鹿沼市上野町 137-3
Tel : 090-7243-2484
開室時間 : 9:30 - 22:00
休室日 : 不定休

令和5年4月1日、JR鹿沼駅前（徒歩3分）に新規通年開室
*ご相談料金など詳細は、右のコードからホームページをご覧ください。
もしくは、『とちぎステップ家族相談室』でご検索を。